

2017年5月30日

No. 17006

お客様各位

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

現在、リチウムイオン電池を使用した「携帯用充電器」(通称 Powerbank、モバイルバッテリー)が、旅客手荷物として空港や機内で発火する事例が多数報告されております。この事態に関し、航空業界において航空安全を脅かす可能性が指摘されているところです。かかる状況から、弊社では当該品目につき、下記のとおり取り扱う事といたしますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(現時点では ICAO/IATA 危険物規則の変更はございません。本案内はあくまでも当社取り扱いに限定した措置となります。)

記

1. 携帯用充電器の弊社貨物としての取扱い

他の機器への充電・電力の供給を主目的とし、それ自体は作動する機能を持たない携帯用充電器 (Powerbank、モバイルバッテリー)については、電池単体としての性質を強く持つことから **弊社としては当該品目を UN3480 リチウムイオン電池(単体)と分類し、IATA 危険物規則に従い、当該物品の弊社便での貨物としての受託及び輸送を禁止といたします。**

2. 適用開始日

2017年6月1日(木)より(搭載日ベース)

3. その他

- ① UN3480 リチウムイオン電池(単体)は、IATA 危険物規則における「航空郵便で輸送可能な危険物」には含まれないので、当該物品は郵便としても受託不可・輸送不可となります。
- ② 本案内の内容を反映すべく、リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表を改定いたしましたのでご参照願います。

[別添]

添付-1:リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480, UN3481)

以上